

平成十六年三月十二日受領
答弁第一一五号

内閣衆質一五九第二五号

平成十六年三月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員前田雄吉君提出イラク自衛隊派遣の財政的根拠に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員前田雄吉君提出イラク自衛隊派遣の財政的根拠に関する質問に対する答弁書

一について

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第百三十七号。以下「イラク人道復興支援特措法」という。）に基づく人道復興支援活動及び安全確保支援活動に係る所要経費については、平成十五年十二月十九日、平成十六年一月十三日及び同月二十七日に閣議決定された予備費を使用しているところである。

右の活動に係る所要経費の実績については、執行した金額を確認し、集計する作業に時間を要するため、現時点で明らかにすることは困難である。

二について

今国会に提出した平成十六年度予算においては、イラク人道復興支援特措法に基づく人道復興支援活動及び安全確保支援活動に係る所要経費として約百三十五億円を計上しており、その内訳は、（組織）防衛本庁の（項）防衛本庁として約百一億円、（項）武器車両等購入費として約一億円及び（項）装備品等整備諸費として約三十二億円である。

三について

イラク人道復興支援特措法に基づく人道復興支援活動及び安全確保支援活動に係る所要経費については、その内容が、(項) 防衛本庁、(項) 武器車両等購入費及び(項) 装備品等整備諸費の目的に含まれるものであることから、これらの項に計上することとしたものである。